

1 基金事業	2 交付の対象	3 基準額	4 対象経費	5 補助事業者	6 補助率
研修受講支援事業	平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「研修受講支援事業費補助金実施要綱」に基づき実施する事業	(1)喀痰吸引研修 ①1号、2号研修 1人当たり 180千円 ②3号研修 1人当たり 60千円	従業者に喀痰吸引研修を受講させるために必要な経費 (介護事業所が直接負担する受講料又は、受講者が支払った受講料に対する支給金(いずれもテキスト代、保険料、事務手数料を含み、交通費、郵送料、基本研修の再試験代、実地研修の再評価代、補講代を除く。))	介護事業所を運営する法人	1/2
		(2)アセッサー講習 1人当たり 20千円	従業者に介護キャリア段位制度におけるアセッサー講習を受講させるために必要な経費 (介護事業所が直接負担する受講料又は、受講者が支払った受講料に対する支給金(いずれもテキスト代、取扱手数料を含み、交通費、郵送料を除く。))	介護事業所を運営する法人	3/4